

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	法曹養成制度の充実	大沼委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	予備試験合格者のうち、法科大学院在学者は8割だとすると、受験生の立場からみて、法科大学院を卒業することよりも、予備試験に合格し、一刻も早く司法試験に合格した方がメリットが大きいという現実があり、法科大学院の存在意義そのものが薄らいでいるのではないのでしょうか。
2	法曹養成制度の充実	大沼委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	予備試験の資格で合格した者の質の確保は、①予備試験から司法試験に合格した者の方が②法科大学院から合格した者より質が低下しているという前提があるが、この前提が正しいという調査結果はあるのか。①と②の司法試験の成績、修習生時代の成績、2回試験の成績の比較をしないと、正確な事実が分からないのではないのでしょうか。
3	法曹養成制度の充実	大沼委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律の第2条1号に「法科大学院において、…将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。」とあり、同条2号で「司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定を行うこと。」とあります。法科大学院において実務的な教育を行い、司法試験において「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定」を行うとされているのであるから、司法試験の問題はそれに相応しい、実務家としての学識、应用能力の判定ができるものでなければならないはずである。近時の司法試験の問題がそのようなものになっているかを説明いただければ幸いです。
4	法曹養成制度の充実	大沼委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	司法試験合格者の輩出人数につき直近が1800人程度であったから1500人が相当とされていますが、ここ10年で弁護士の数は3万人から6万人に倍増しています。従来は2割司法などと呼ばれ、法曹の数が増えれば事件の数が増えるなどと言われていたが、最近の事件数はむしろ低下傾向にあると言われ、2割司法などというマーケティングが虚構のものであったことが明らかになっています。毎年死亡する弁護士の数は500人程度であるから、この1500人という数字が合理的なものかどうかは改めて検証が必要ではないのでしょうか。
5	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法科大学院を経由する法曹志望者・司法試験受験者の激減に歯止めをかけ、反転させるためには、さらなる継続的な取り組みが必要ではないか。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法曹志望者数を回復させ新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためには、司法試験の在り方の検討においても、法科大学院教育との連携を強め、これまでの出題形式・内容・採点方法を不断に見直す体制を強化していく必要があるのではないか。
7	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P17～18 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	特に、司法試験合格者の男女比率の相違を分析して、女性受験者に不利な傾向が生じないように司法試験の在り方を工夫する必要があるのではないか。
8	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	大沼委員	P30 次期目標等への反映の方向性欄 【測定指標】	ADRの数は少しずつ増えているが、その内訳、専門性の高いADR、例えば、金融ADR、医療ADRが全国でいくつ位あるでしょうか。また、利用者数の推移はどのようになっているでしょうか。
9	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	篠塚委員	P30 次期目標等への反映の方向性欄 【測定指標】	AIを活用したODRの活用が課題となっているところ、AIが社会的に公正で適当な和解案を示すための方策も、次期目標等に入れるべきではないか。例えば、AIに学習させるべき裁判例の数を目標数に入れるべきではないか。
10	法教育の推進	井上委員	P35 参考指標 法教育授業実施回数	法教育の推進は大変重要な施策であるにもかかわらず、測定指標の中に、授業を受けた側の満足度調査といった指標が含まれていない。受けた側の測定指標も必要ではなからうか。
11	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	井上委員	P40 参考指標2 セミナー・シンポジウム参加者 に対するアンケート調査結果	この調査結果に対する施策の分析に「国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が、75.0%という高い評価を得ることができ、」という記述があるが、P41を見ると(1)東京開催(120人参加)の肯定的回答が50%、(2)大阪開催(60人参加)の肯定的回答が100%となっている。回答者数が参加者数と同数であれば120/180であり、肯定的回答は66.7%となる。これをもって高い評価とは言えないのではないか。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
12	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	大沼委員	P41～42 次期目標等への反映の方向性欄【測定指標】	令和元年の我が国の取扱件数が11件であることを踏まえ、国際仲裁制度の活性化のためのセミナー、シンポジウムを行い、人材育成のための研修を行うことは基盤整備の一環として有意義です。 今後の更なる活性化のために、①日本商事仲裁協会(JCAA)における仲裁人の数、職種を教えてください。②費用がどの程度かかるかを教えてください。※ ICCの場合、「請求額を100万ドル(1ドル=110円換算で約1億1000万円)、仲裁人1名による通常の仲裁」の費用を算定すると、仲裁機関に支払う仲裁費用、すなわち仲裁人費用と管理費用の合計額は62,714ドル(約690万円)となるそうです。日本の同程度の訴訟額の裁判費用が30数万円であるのと比べると、高額です。この仲裁費用は平均額のようなので、より高額になる場合もあるでしょう。また、その他にも弁護士費用、渡航費等の諸経費がかかります。中には、「国際仲裁は、費用がかかるため、請求額が数千万円や数億円の事案ではお勧めしない」といった意見もあるそうです。この金額をできるだけ日本の裁判費用に近いものとしないと、利用件数は伸びないと思います。
13	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	伊藤委員	P49～50 (オ)諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査について	再犯者の実態や再犯防止対策に関する調査研究として大変意義のあるものだと思うが、米国とニュージーランドの実地調査の結果についてもっと詳しく記述してもよいのではないか。両国を訪問しての実地調査であり、日本への応用可能性について「考察を行った」だけでは不十分と考える。
14	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	伊藤委員	P60 事後評価結果表 有効性欄 6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	有効性の6. 研究の成果物について7点になった理由を伺いたい。「参考」記述を読む限り、減点理由が分かりにくい。改善点はどのような点か、具体的にご教示願いたい。
15	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	大沼委員	P49 5. 事後評価の内容	法務研究で出所後2年以内に再入所した者の実態調査とありますが、例えば、前回の犯罪が少年犯罪グループ、初犯グループ、再犯グループ、3犯以上のグループに分けて検討する必要があるし、犯罪も依存症におちいりがちな類型とそれ以外とは分ける必要があるかと思っています。それに近い類型分けはしているのでしょうか。

令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見  
基本政策Ⅱ関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	伊藤委員	P91 取組内容② 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査	検察庁において被害者支援担当者中央研修を継続的に実施し事後アンケートをとっていることは評価できる。参加人数を見ると、令和元年度は65名と過去に比べかなり減少しているが、その理由は何か。また、アンケート結果は全体的に高評価であるが、「どちらとも言えない」の回答には複数回参加している職員がいることや研修内容のレベルについての指摘があり、この点今後どう対処／改善されるか教えていただきたい。
2	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	篠塚委員	P134 次期目標等への反映の方向性欄【施策(測定指標1, 2)】	性犯罪や性非行の男性収容者を男性や成人だけの環境で処遇しても、その問題性が発現せず、効果的な再犯防止に繋がらないのではないかと。異性や子どもが近くにいる環境でも再犯を犯さないことを検証する仕組みは構築されているのか、そうでなければそうした仕組みの構築を検討すべきではないか。
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P133 施策の分析欄(測定指標の目標達成度の補足)【測定指標1, 2関係】	それぞれのプログラムについて、性犯罪に関する問題性の変化は、指導の密度ごとにその程度を数値化しているのか。また、プログラムを1回受講することで、どの程度の変化があるのかを図ることはできるのか。
4	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	伊藤委員	P139 施策の分析欄(測定指標の目標達成度の補足)【測定指標2】	ジョブソニックによって令和元年度には15名の受刑者が出所前に内定を獲得したとあるが、多いのか少ないのか、母数が分からないので把握できない。ご教示願いたい。
5	保護観察対象者等の改善更生等	伊藤委員	P150 参考指標2 専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数	令和元年は取り消された者の人数が201名と過去最多となっているが、理由は何か。また測定指標としては、専門的処遇プログラムを受講した者の感想を聞く(フィードバックを得る)ことも、プログラムの改善のためには必要だと思うが、どうか。どのような条件が揃えばこうした事後評価が可能かについても、教えていただきたい。
6	保護観察対象者等の改善更生等	宮園委員	P152～154 施策の分析欄(達成手段の有効性、効率性等)【測定指標3】	令和元年度事後評価実施計画書に記載のある達成手段⑥「自立更生促進センターの運営」について、本報告書に特段の分析等の記載はないが、例えば出所時のアンケートの内容や、出所後の受入先の確保の状況等を踏まえて、達成手段の有効性等を評価できないか。
7	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	井上委員	P160 参考指標 立入検査の実施回数等	令和元年度の実施回数が前年の29回に対し、19回と大幅に減少している理由をご教示いただきたい。

令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見  
 基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	篠塚委員	P177～178 次期目標等への反映の方向性欄【測定指標2】	無戸籍者への対応についてお伺いしたい。母親がDVを恐れて子どもの出生届を出せなかった等のために、無戸籍になった人たちが様々な困難に直面している。法改正も含めてしかるべき救済策が検討されるべきではないか。
2	債権管理回収業の審査監督	大沼委員	P181 測定指標2 債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率	債権回収会社への立入検査時の指摘事項のうち悪質なものはどのような内容のものであり、それに対し、どのような行政処分がなされていますか。
3	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P189～190 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	出入国管理と難民認定を主管する法務省として、後者についても、外国人との共生の時代に相応しい在り方を検討すべきではないか。例えば、諸外国の例を参考に、難民認定の数の少なさの改善をはかるべき時期に来ているのではないか。
4	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P189～190 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	被收容者等の処遇について、餓死者が出たことや收容者から十分な医療が受けられないという苦情が報道されている。その点の事実認識を伺いたい。
5	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P189～190 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	被收容者の長期收容に関して、出国促進だけではなく、人権擁護の観点から、一定の在留資格を付与するなど、バランスのとれた政策を検討していくべきではないか。
6	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P189～190 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	入管行政の透明化、在留特別許可等の積極的運用、第三者機関の関与、全件收容主義の全面的見直しなども検討されるべきではないか。

## ○政策評価懇談会伊藤委員御意見への回答（法務総合研究所）

### 【施策名（今回審議対象となっているもの）】

社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（再犯防止対策等に関する研究）

### 【該当箇所】

P46～47（オ）諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査について

### 【質問・意見】

再犯者の実態や再犯防止対策に関する調査研究として大変意義のあるものだと思うが、米国とニュージーランドの現地調査の結果についてもっと詳しく記述してもよいのではないか。両国を訪問しての現地調査であり、日本への応用可能性について「考察を行った」だけでは不十分と考える。[No. 13]

### 【回答】

御指摘を踏まえて、「諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査」の記載を詳述するとすれば、以下のとおりとなる。

#### ・米国における再犯防止の取組の現地調査

米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー」という考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制等を紹介した上で、連邦司法省研究所及びワシントン公共政策研究所の助言協力の下、再犯防止の現場が直面する課題や有効性が認められた取組を調査した。その結果、就労支援に加えて、ハイリスクな者に対して、コミュニティの多様な関係者が一体となって取り組むプログラムが有効とされていることを確認し、それを紙面で紹介するとともに日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

（原案）米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー」という考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制等を紹介した上で、連邦司法省研究所及びワシントン公共政策研究所の助言協力の下、再犯防止の取組やその効果検証の結果を現地調査し、日本の再犯防止対策への応用可能性について考察を行った。

#### ・ニュージーランドにおける再犯防止の取組の現地調査

ニュージーランド矯正庁が行う「エビデンスに基づく実践」について現地調査を行い、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたと評価した「治療共同体」の実状について、刑務所の職員等に対するインタビューを行った。その結果、生活のモデルとなる職員の意識や態度を変えることが、在所者の更生意欲を高めることにつながることを確認し、それを紙面で紹介するとともに、日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

（原案）ニュージーランド矯正庁が行う「エビデンスに基づく実践」について現地調査を行い、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたと評価した「治療共同体」の実状とそれが日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。